出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 54(才)68	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡	原審事件番号	昭和 53(ネ)91
裁判年月日	昭和 54 年 5 月 29 日	原審裁判年月日	昭和 53 年 10 月 27 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 127 号 61 頁		

判示事項	賃借土地上の数棟の建物のうち一部の建物が譲渡されたため土地賃貸借契約全
	体が解除された場合とそのほかの建物についての買取請求権の有無
裁判要旨	賃借土地上の数棟の建物のうち一部の建物の譲渡にともなう借地の一部無断転
	貸を理由として土地賃貸借契約全体が解除された場合には、そのほかの建物に
	ついて所有者である借地人は建物買取請求権を有しない。

全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人土井平一の上告理由について

原審が適法に確定した事実関係のもとにおいて上告人Aは被上告人に対し第一審判決別紙物件目録(二)及び(三)の建物につき買取請求権を取得しないものとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 高辻正己 裁判官 江里口清雄 裁判官 環昌一 裁判官 横井大三)

※参考: 判例タイムズ 397 号 67 頁、判例時報 930 号 68 頁